

介護職員資格取得支援事業の流れ

1

研修受講申込（希望講座開講日の**15日前**まで）

- 所定の「介護職員資格取得支援事業申込書」に必要事項を記入し、**人材センターへの来所（飯田橋・多摩支所）または郵送にて開講15日前までに提出**してください（郵送の場合は書類必着）。
 - 申込書には課題作文があります。人材センターの指定する動画の視聴または職場体験をして作文してください。
- ※研修講座は人材センターホームページ上の「介護職員資格取得支援事業研修講座一覧」から選択してください（講座内容に関する質問等は直接、受講希望先にご連絡ください）。
- ※申込書提出時、就業に向けた相談が必須となります。来所の場合は相談窓口にて、郵送の場合は人材センターの相談員からの電話にて、相談を実施します（所要時間は30分～1時間程度）。
- ※申込書に不備がある場合や、電話が繋がらないなどにより相談ができない場合は、申込受付できません。



2

受講決定通知（決定講座開講日の**12日前**を目安に発送）

- 受講が決定した講座の**12日前を目途**に人材センターより受講決定通知が発送されます（郵送）。
- ※受講決定通知が10日前までに届かない場合には、人材センターまでご連絡ください。



3

受講案内（決定講座開講日の**3日前**まで）

- 研修受講先からの受講案内が開講日の3日前までに届きます。内容を確認してください。
- ※受講案内が3日前までに届かない場合には、受講決定通知に記載している研修受講先へご連絡ください。

4

講座受講

- 講義日程・演習日程を含め、各研修先の定める講座をすべて履修します。
- ※**受講先の指示に従わない・他の受講生の迷惑となるような場合は受講中断となる可能性もあります。**



5

講座修了・修了証受取（就職相談・支援）

- 講座修了後、人材センターより「修了証明書交付通知」が届きます（研修受講先から人材センターに修了証明書が到着次第、送付します）。
 - **通知が届いたら人材センターに来所して修了証明書の交付を受けてください。**
- ※交付時は、相談窓口であらためて就業に向けた相談を受けます（なお、受講中の段階から就職支援いたします）。
- ※ご本人確認のため、修了証明書の交付には身分証明書のご提示が必要です。必ずご持参ください。
- ※本事業に関するアンケートにも回答します。



6

就労状況に関するアンケート

実施翌年度6月ころ、人材センターより「資格取得後の就労状況」に関するアンケートが届きます。回答の上、ご返送ください。

事業の利用に必要なこと

- 申込にあたって人材センターが指定する動画は、人材センターホームページからご覧いただけます。
- 人材センターが実施する「職場体験事業」の実施状況については、人材センターホームページをご確認ください。

- 人材センターに求職票登録をしてください（申込前または申込時）。
- ※求職票登録は、来所のほか、「福祉のお仕事」サイトからインターネットで登録できます。
- ※高校生及び高専学生（第3学年まで）は本事業の利用にあたり就労相談・求職票登録を必須としません。



福祉のお仕事